

女川町地域おこし協力隊受入事業者募集要項

第1 趣旨

この要項は、人口減少及び少子高齢化が進行する女川町において、地域活性化に資することのできる町外の人材を積極的に受け入れ、その定住及び定着を図り、もって地域振興及び地域の活性化に資することを目的として設置された女川町地域おこし協力隊の隊員の受入を希望する事業者（以下「受入事業者」という。）を募集するために必要な事項を定めるものです。

第2 募集目的

受入事業者の募集は、受入事業者と隊員のパートナー関係の構築により隊員の定住・定着を支援し、活動基盤を整備するとともに、受入事業者の積極的な新規事業等挑戦の機会を確保することを目的として実施します。

第3 制度概要

(1) 受入事業者の役割

- ア 隊員を募集すること。
- イ 隊員を雇用し、労務管理等を行うこと。
- ウ 隊員と協働し、地域の活性化に資する活動に主体的に取り組むこと。
- エ 隊員が町に定住・定着できるよう支援すること。

(2) 隊員の役割

- ア 受入事業者と協働し、地域の活性化に資する活動に主体的に取り組むこと。
- イ 自らの取り組む活動内容の公表及び周知に努めること。
- ウ 受入事業者、町及び地域住民との円滑なコミュニケーションを図ること。

(3) 町の役割

- ア 隊員の募集及び募集支援を行うこと。
- イ 女川町地域おこし協力隊受入事業者補助金交付要綱により補助金を交付し、受入事業者を支援すること。
- ウ 町のホームページや広報紙等を利用し、隊員の活動を周知すること。
- エ その他女川町地域おこし協力隊事業の推進にあたり、町長が特に必要と認める事務を行うこと。

第4 応募要件

受入事業者への応募に当たっては、次の各号に掲げる要件をすべて満たすことを要件とします。

- (1) 女川町内で活動している事業者であること。
- (2) 個人事業主及び任意団体ではないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者でないこと。

- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- (5) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。

第5 応募方法

- (1) 提出書類
 - ア 女川町地域おこし協力隊員受入申込書（様式第1号）
 - イ 募集内容（様式第1号別紙）
 - ウ 宣誓書（様式第2号）
- (2) 提出方法
郵送又は持参（持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く9時から17時まで）
- (3) 提出先
女川町企画課定住・土地利用係
〒986-2265 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1

第6 応募内容の審査

- (1) 応募者に対するヒアリング
必要に応じ、隊員の労働条件や事業内容等についてヒアリングを実施することがあります。その場合、日時・場所等については、別途お知らせします。
- (2) 審査基準
応募書類及びヒアリングの内容を踏まえ、以下の審査基準に基づき企画課にて審査を行います。
 - ア 隊員を受け入れる資質を備えているか。
 - イ 実施しようとする事業が地域の活性化に貢献すると認められるか。
 - ウ 女川町地域おこし協力隊制度を活用する意義があるか。
- (3) 審査結果の通知
審査終了後、書面にて結果を通知します。

第7 受入事業者決定後の留意事項

受入事業者には、次の各号に掲げる事項を依頼する場合があります。

- (1) 隊員募集イベントへの同行
- (2) 応募希望者の就業体験への対応
- (3) 受入事業者を対象とした研修への参加
- (4) 受入事業者を対象としたアンケートへの協力
- (5) 町が主催する研修・活動報告会等への参加及び隊員の派遣

第8 募集期間

随時募集を行います。

第9 その他

【虚偽の申請があった場合の対応】

申請者が女川町に対し虚偽の事項を申告した場合や重要な事項を故意に隠して申請をした場合は、隊員の活動期間中であっても中止する場合があります。

【個人情報の取り扱いについて】

目的を達成するため、必要な範囲内で個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき、適切に取り扱います。

【知的財産権について】

事業やプロジェクトに係る特許権など知的所有権に関しては、応募者に帰属します。ただし、特許・実用新案権などの知的財産権及び営業秘密やいかなるノウハウなどの情報の法的保護についても、応募者の責任において対策を講じた上で、一般に公表しても差し支えない内容を決定するものとし、町は何ら責任を負わないものとししますのでご注意ください。

第10 問合せ先

女川町企画課定住・土地利用係

〒986-2265 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1

電話 0225-54-3131

E-Mail tochiriyo2@town.onagawa.lg.jp